

大気質のデータ（令和6年度）

ダイオキシン類大気濃度調査結果

埋め立てられたごみからダイオキシン類が周辺大気中に拡散されていないかを確認するため、埋立処分場の大気中のダイオキシン類濃度を年2回調査しました。

測定結果は下記のとおり、環境基準値（※1）を超過した地点はありませんでした。

単位：pg-TEQ/m³

		調 査 地 点						平均値	環境 基準値 ※1
		中央防波堤外側 埋立処分場			新海面処分場 Bブロック				
		外側中央	外側北東	外側北西	北東	南東	南西		
令和6年度	7月	0.0064	0.0050	0.0068	0.0052	0.0076	0.012	0.0072	0.6 以下
	12月	0.024	0.020	0.021	0.017	0.020	0.021	0.021	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法に定められたダイオキシン類による大気汚染に係る基準値（基準値は年間平均値）です。工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用されないため、当埋立処分場は法令上適用されません。

※ 調査は、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月環境省）に従い実施しました。

アスベスト大気濃度調査結果

埋め立てられたごみからのアスベストが周辺大気中に拡散されていないかを確認するため、埋立処分場の大気中のアスベストを年2回調査しました。

調査結果は以下のとおり、総繊維数濃度が1本/Lを超過した地点はありませんでした。

（位相差顕微鏡）

単位：本/L

		調 査 地 点									平均値
		中央防波堤外側埋立処分場			新海面処分場 Bブロック						
		外側中央	外側北東	外側北西	北東	南東	南中	中央	中央南	北中	
令和6年度	7月	0.081	0.12	0.21	0.088	0.095	0.18	0.10	0.11	0.070	0.11
	12月	0.070	0.081	0.15	0.070	0.087	0.081	0.087	0.087	0.10	0.088

※ 試料の採取及び分析は、「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」（令和4年3月環境省）に従い実施しました。

※ 試料の採取は、原則、平日昼間（10時から14時）の連続する3日間、埋立処分場周辺で実施し、位相差顕微鏡を用いてアスベスト及びその他の繊維を含む「総繊維数濃度」を測定しました。

水銀大気濃度調査結果

埋め立てられたごみから水銀が周辺大気中に拡散されていないかを確認するため、埋立処分場の
大気中の水銀を年2回調査しました。

測定結果は以下のとおり、指針値（※2）を超過した地点はありませんでした。

単位：ng/m³

		調 査 地 点						平均値	指針値 ※2
		中央防波堤外側 埋立処分場			新海面処分場 Bブロック				
		外側中央	外側北東	外側北西	北東	南東	南西		
令和 6 年度	7 月	2.3	1.7	1.9	2.3	2.8	1.8	2.1	40
	12 月	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	

※2 指針値は、国の「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための
指針」で示された数値です。（指針値は年平均値）

※ 調査は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成31年3月環境省）に従い
実施しました。

浮遊粒子状物質（SPM）調査結果

埋め立てられたごみからの粉じんが周辺大気中に拡散されていないかを確認するため、埋立処分場の大気中の浮遊粒子状物質の濃度を年2回調査しました。

測定結果は以下のとおり、環境基準値（※3）を超過した箇所は、新海面処分場Bブロック南中12月測定時の1時間値のみで、その他は基準値以下でした。

超過の原因は、測定時の風向等から、埋め立てられたごみからの粉じんの飛散ではなく、処分場内工事エリアにおける工事車両の走行等による一時的なものと推定されます。

単位：mg/m³

			調 査 地 点						平均値	環境 基準値 ※3
			中央防波堤外側 埋立処分場			新海面処分場 Bブロック				
			外側中央	外側北東	外側北西	北東	南東	南中		
令和6年度	7月	期 間 平均値	0.026	0.023	0.019	0.026	0.027	0.040	0.027	0.10 以下
		1 時間値 の最高値	0.050	0.039	0.028	0.041	0.059	0.107	—	0.20 以下
	12月	期 間 平均値	0.017	0.017	0.020	0.023	0.022	0.040	0.023	0.10 以下
		1 時間値 の最高値	0.029	0.028	0.037	0.048	0.046	0.298	—	0.20 以下

- ※3 環境基本法に定める大気の汚染に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であることと定められています。
- 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用されないため、当埋立処分場は法令上適用されません。
- ※ 浮遊粒子状物質（SPM）とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。
- ※ 調査は、「大気中の浮遊粒子状物質自動計測器」によりベータ線吸収方式で、連続24時間実施しました。